

J R九州に係る支援策等に関する意見書

昭和62年4月1日、当時の国鉄は分割・民営化され、公共輸送の使命と鉄道の再生を図るべく、J R 7社が誕生しました。J R九州をはじめとするJ R三島会社（北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社）については、発足当初から営業赤字は避けることはできないとして、経営安定基金が設けられ、そこから生み出される運用益と固定資産税等の減免措置による負担軽減によって営業赤字を補填し、なおかつ毎年運賃を値上げしていかなければ当該エリアの鉄道を維持していくことは困難であるとの見通しにありましたが、過去に一度の運賃値上げに止めることができています。

しかし、この間の低金利による影響を受け、経営安定基金の運用益は大幅に減少することとなり、経営努力の範疇をはるかに超えるこの事態を改善するため、発足10年を経過した平成9年度からの5年間、経営安定基金の運用益確保を目的とした新たなスキームが確立され、その後も、平成14年度から5年間の延伸が行われていますが、会社発足当初の半分程度の経営安定基金運用益となっているばかりか、このままでは、今後、さらに経営安定基金運用益は減少していくことは確実です。

J R九州は、地域住民の足として、国民生活に欠くことのできない存在であります。

しかし、J R九州に講じられている支援策は平成19年3月末に期限切れを迎え、それ以降、支援策が講じられなければ、再び赤字線の廃止や運賃改定などによって、利用者や地域住民に犠牲が押しつけられることになることは必至です。

よって、本市議会は、政府に対し、平成19年度以降も、J R九州に講じられている現行支援策（経営安定基金運用益の確保・固定資産税等の減免）と同等以上の効果をもたらす支援策の継続を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成18年9月29日

鹿児島県霧島市議会

内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
総務大臣	菅	義偉	殿
財務大臣	尾身	幸次	殿
国土交通大臣	冬柴	鉄三	殿